平成２２年（フ）第１３５０号
神戸市中央区相生町４丁目３番16号サンビル３Ｆ
債務者　岡崎　国子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３６２号
神戸市北区谷上西町25番５―603号
債務者　山路　誠二
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３８４号
神戸市兵庫区島上町２丁目２番21―208号
債務者　山城　智恵
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４０７号
神戸市中央区割塚通３丁目２番１号割塚ビル203
債務者　池田　知子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８０号
兵庫県宍粟市山崎町下宇原146番地１
債務者　福嶋　明弘
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第２０３号
松江市東津田町2238番地33、前住所福岡県福岡市南区横手４丁目７番９―301号
債務者　井上　　修
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０４号
松江市東津田町1241番地　清風荘206、前住所松江市学園南２丁目５番23号
債務者　田中　康徳
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１６号
広島県福山市熊野町甲400番地
債務者　吉川　正治
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３２１号
広島県福山市西深津町２丁目13番23―８号　青雲荘１、旧住所広島県福山市住吉町３番16号
債務者　石井　貞子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２３２号
神奈川県横須賀市林２丁目15番２号
債務者　鈴木マサ子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２３７号
神奈川県逗子市逗子４丁目１番16―309号
債務者　大澤　健吾
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２９２号
神奈川県横須賀市東浦賀１丁目７番８号
債務者　高松たつ枝（旧姓吉崎）
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２９４号
神奈川県横須賀市津久井２丁目９番９―110号
債務者　進藤　大輔
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２２４号
広島県福山市大門町１丁目32番５号
債務者　村上　高光
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２３６７号
名古屋市昭和区東郊通９丁目９番地の５　市営高辻荘707号
債務者　弥田　義廣
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９００号
名古屋市中区新栄３丁目34番16号　市営新栄荘２棟607号
債務者　鈴木　伸実
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１７５号
名古屋市中川区大地１番地の２　万場北荘３棟106号
債務者　大沢きくえこと　朴　　政姫
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部